

別表第1(第6条第3項及び第4項関係)

区分	単位	許可の期間	手数料
はり紙	100枚	1月以内	円 500
はり札及び電柱又は街灯柱を利用するもの	1枚	1年以内	50
電車、自動車等の移動するものの外面を利用するもの	1台	1年以内	500
他に規定するものを除くほか、広告塔、広告板、建築物その他の工作物等を利用するもの	照明装置のないもの	1基	3年以内 1,500 (広告等に使用される面の表面積が5平方メートルを超えるとときは、1,500円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額)
	照明装置のあるもの	1基	3年以内 2,400 (広告等に使用される面の表面積が5平方メートルを超えるとときは、2,400円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400円を加算した額)
アーチ(道路を横断して設置する場合に限る。以下同じ。)	照明装置のないもの	1基	3年以内 6,000
	照明装置のあるもの	1基	3年以内 9,000
アドバルーン	照明装置のないもの	1個	1月以内 1,000
	照明装置のあるもの	1個	1月以内 1,500
立看板	1基	1月以内	100
広告幕(昇降装置のあるもの及び枠や板に固定されたものを除く。)	1張	1年以内	200
のぼり旗	1本	1年以内	100
標識柱を利用するもの	1本	1年以内	50

備考 はり紙の枚数が、100枚未満であるとき又はその枚数に100枚未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数は100枚として計算する。